

# 要 請 書

平成 2 4 年 1 1 月

北 海 道 市 長 会



## 目 次

### <地方行財政関係>

- 1 交付税の算定方法の改善について…………… 1
- 2 地方債の充実及び改善等について…………… 3
- 3 施設解体費用に対する財政支援制度の創設について…………… 5

### <医療・福祉・教育関係>

- 4 地域医療の確保について…………… 7
- 5 医療保険制度の抜本改革について…………… 9
- 6 国民健康保険制度の円滑な運営について…………… 11
- 7 介護保険制度の円滑な運営について…………… 13
- 8 法定受託事務に係る超過負担について…………… 15
- 9 総合的な子育て支援策について…………… 17
- 10 児童手当について…………… 19
- 11 父子家庭に対する福祉行政の充実について…………… 21
- 12 公費負担による子ども・子育て、健康施策支援の恒久化について…………… 23
- 13 子宮頸がん予防ワクチン等の定期予防接種化などについて…………… 25
- 14 発達障害の早期発見・早期療育体制の充実について…………… 27
- 15 障害者総合支援制度等の円滑な実施について…………… 29
- 16 就園奨励費の補助実績の引き上げについて…………… 31
- 17 国立大学法人運営費交付金の確保について…………… 33
- 18 公立学校施設の整備促進について…………… 35
- 19 スポーツの振興について…………… 37

### <経済・労働関係>

- 20 北海道観光の振興について…………… 39
- 21 雇用対策について…………… 41
- 22 企業立地促進法に基づく支援措置の拡充について…………… 43
- 23 中小企業の人材育成について…………… 45
- 24 中小企業者に対する金融支援措置の継続について…………… 47
- 25 産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業の推進について…………… 49

### <農林水産関係>

- 26 農業の振興について…………… 51
- 27 環太平洋連携協定（TPP）について…………… 53
- 28 戸別所得補償制度の推進について…………… 55
- 29 林業の振興について…………… 57
- 30 水資源の保全について…………… 59
- 31 水産業の振興について…………… 61
- 32 海獣との共存に向けた漁業被害に対する新たな補償制度の創設について…………… 63
- 33 エゾシカによる被害対策について…………… 65



## 目 次

### <社会基盤整備関係>

34 北海道の開発行政のあり方について……………	67
35 北海道新幹線の建設促進について……………	69
36 高規格幹線道路網をはじめとする道路整備の促進について……………	71
37 治水事業等の整備促進について……………	73
38 港湾施設の整備促進等について……………	75
39 空港の整備促進と運営について……………	77
40 水道施設の地震対策等に対する財政支援の拡充について……………	79

### <防災・原子力発電所対策関係>

41 東日本大震災支援自治体に対する財政措置について……………	81
42 防災対策の強化について……………	83
43 エネルギー政策の確立と原子力発電所への対応について……………	85

### <北方領土・自衛隊・その他>

44 北方領土の早期返還について……………	89
45 北海道の自衛隊の体制堅持・拡充について……………	91
46 新たな情報通信技術戦略の推進について……………	93
47 テレビ放送視聴環境の充実・確保等について……………	95
48 消防救急無線のデジタル化について……………	97
49 循環型社会構築の推進について……………	99
50 PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理について……………	101
51 管理放棄された住宅等への対策について……………	103
52 環境モデル都市の拡充について……………	105
53 地方消費者行政の推進について……………	107

































































































































































## 36 高規格幹線道路網をはじめとする 道路整備の促進について

道路は、道民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、高規格幹線道路から市町村道に至るまで中長期的な視点に立ち、体系的かつ計画的に整備されるべきものであります。

北海道は国土の22%という広大な面積を有し、190万都市札幌を擁する道央圏域を中心に100km以上の間隔をおいて、国内の他地域では県庁所在地に匹敵する都市を核にした6圏域が、それぞれ独自の生活経済圏域を形成しております。

このようなことから、北海道内において地域振興や社会経済活動の活性化を図るためには、各圏域間を連携する高規格幹線道路をはじめとした、各種道路の一層の整備促進が極めて重要な課題であります。

現在、北海道における高規格幹線道路の整備は計画路線の約50%にとどまり、札幌を中心とする道央圏を除いては、いまだネットワーク化が図られておらず、その効果が十分に発揮されていない現状にあります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

### 記

- 1 有料道路方式及び新直轄方式による高速自動車国道の整備を更に加速すること。
  - (1) 着手している区間の早期完成を図ること。
  - (2) 新直轄方式区間のうち、抜本的見直し区間を早期に着手すること。
  - (3) 基本計画区間及び予定路線を早期に着手すること。

- 2 一般国道自動車専用道路整備の重点化・効率化を図ること。
- 3 地域高規格道路の整備促進を図ること。
- 4 一般国道の整備促進を図ること。
- 5 道路の中期計画（北海道版）を着実に推進するため、必要な予算を確保し、地方が真に必要としている道路整備が遅れることがないようにすること。
- 6 地方の財政負担軽減に資する「地方道路整備臨時貸付金制度」の維持・拡充を図ること。

## 37 治水事業等の整備促進について

北海道は広大な面積を有し、しかも大雨・豪雪・地震及び火山噴火などの自然災害が多いことから住民の生命と財産を守り、経済活動と生活基盤を確保するため、治水事業等の整備促進は必要不可欠であります。

これまでも、台風や地震により人命、財産はもとより、経済活動及び道民生活に極めて大きな被害が出ております。

このため、安全で活力ある国土基盤及び地域生活基盤の形成に向けた治水事業等を一層促進する必要がありますので、次の事項について適切な措置を講じられるよう強く要請いたします。

### 記

- 1 大雨、地震などの自然災害に備え、河川事業、砂防事業等について積極的に整備を進めること。

特に、現行の河川整備計画に基づく事業を円滑に推進すること。

- 2 海岸の高潮、侵食対策の着実な推進を図ること。





## 38 港湾施設の整備促進等について

各港湾は、船舶による大量かつ低コストでの交通運輸の拠点として農畜産物の大量輸送、工業製品等の効率的な輸移出入、観光拠点として人と物の交流、さらには大規模災害時における防災機能の発揮など極めて重要な役割を果たしております。

また、経済のグローバル化により、今後、ますます拡大する国際貿易や国内物流において、我が国の物流拠点や備蓄基地を整備していく必要があります。特に地震多発地帯である北海道の港湾においては、耐震強化岸壁の整備を早急に進める必要があります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

### 記

- 1 北海道の国際的な経済連携を促進するため、海上コンテナや大型クルーズ客船などに対応する港湾機能の高度化を図ること。
- 2 大型船舶の安全な入港を支える関連施設の整備、さらには、大規模災害等に対応する臨海部防災拠点として、港湾の整備を促進すること。
- 3 港湾機能の適切な維持を図るため、水域施設・岸壁等の維持管理について、国の支援のさらなる充実を図ること。



## 39 空港の整備促進と運営について

北海道は、首都圏や関西圏から遠隔の地にあることから長距離を短時間で結ぶ航空交通は、人的交流や物流の拡大、さらには観光振興においても道内各空港の整備は欠くことのできない重要な基盤整備であります。

特に、新千歳空港については、国内の基幹空港として、また北海道における最大の空の玄関口として重要な役割を果たしており、今後一層の国際化を図るため、滑走路延長などの機能充実を図る必要があります。

また、空港運営を民間委託するための法案が提出されておりますが、その導入にあたっては、国の考え方などを早期に明らかにするとともに、地域経済や周辺住民の事情に配慮し、関係自治体の意見を十分聞く必要があります。

つきましては、空港の一層の活用をはかり北海道の自立型経済を発展させるため、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

### 記

- 1 北海道経済の活性化を図るため、新千歳空港の国際拠点化をはじめ道内空港の整備に必要な予算を確保するとともに、道内外の航空ネットワークの維持・拡充を図ること。
- 2 新千歳空港は、長距離国際路線の安定就航が可能な空港となるよう滑走路延長等、空港機能の一層の強化を図っていくこと。

3 道内における空港は、広大な地域を支える拠点として道民の安全な生活を支えているので、空港運営の民営化導入にあたっては、国の考え方や具体的な検討スケジュールなどを早期に明らかにするとともに、地域経済や周辺住民に与える影響が大きいことから、関係する自治体の意見を十分聞くこと。

## 40 水道施設の地震対策等に対する 財政支援の拡充について

近年頻発している地震災害等から市民生活を守るには、重要なライフラインである水道施設の耐震化や老朽管の早期更新は欠かせないものがあります。

しかし、広大な土地を有する北海道においては、水道管の延長が長いほか、水道管耐震化等の事業の補助対象外である塩化ビニル支管や鋼管を多く使用しているため、水道管の耐震化、老朽管の更新が進んでおりません。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

### 記

- 1 市民の重要なライフラインである水道施設の耐震化を進めるため、水道管耐震化事業における補助対象を全ての管種に拡充するとともに、配水本管のみならず一定口径以上の配水支管を加えること。



## 41 東日本大震災支援自治体に対する 財政措置について

東日本大震災では、多くの人命と財産が奪われるなど、東北地方を中心に広範囲に甚大な被害をもたらし、加えて福島第一原子力発電所の事故により、今なお全国各地に避難している被災者は30万人を超える状況にあります。

このような現状を踏まえると、避難者の受入など被災者や被災地を支援する自治体に対しては、十分な財政措置を講じることが必要であります。

つきましては、次の事項について、既存制度の枠組みにとらわれることなく、国において万全の措置を講じるよう強く要請いたします。

### 記

- 1 中長期の職員派遣など被災地を支援する自治体に対しては、自主的に災害支援を行っている自治体を含め、これに要する費用について、実態に即した十分な財政措置を講じること。
- 2 避難を余儀なくされている住民を受け入れている自治体に対しては、公営住宅の提供、民間住宅の借上げ、生活用品の提供など、受け入れに要する費用について、地域の実態を確実に把握した上で十分な財政措置を講じること。





## 42 防災対策の強化について

東日本大震災による巨大地震と大津波は、これまでの防災対策の想定をはるかに超えた大規模災害であり、東北地方をはじめとし、広範囲に甚大な被害をもたらしました。

今後も大規模地震や津波の発生が想定されるなか、地方自治体においては、国の防災計画の見直しに合わせ、新たな地域防災計画を策定し、災害に強く住民が安心できる、様々な対策を早急かつ継続的に実施する必要があります。

つきましては、次の事項について、既存制度の枠組みにとらわれることなく、国において万全の措置を講じるよう強く要請いたします。

### 記

- 1 道路、上下水道等のライフライン施設の耐震化や資器材の備蓄をはじめとした防災機能の高度化を推進するとともに、災害対策本部や支援・避難拠点となる市役所等の公共・公用施設の耐震化などをさらに促進するため、緊急防災・減災事業の継続と必要な地方債資金の確保など、適切な財政措置を講じること。
- 2 大規模な災害に対応するため、広域的なネットワーク形成が必要であり、代替路をはじめとした基幹道路の整備促進を図ること。
- 3 災害に強い海上輸送ネットワークと地域防災力の増強を図るため、耐震強化岸壁の整備など、防災機能の高度化を推進するとともに、財政措置を拡充すること。  
また、太平洋側を中心に集約されてきた物流拠点について、リスク分散の観点から、日本海側の拠点となる港湾の更なる機能強化を図ること。

4 災害情報の伝達等に重要な消防救急無線のデジタル化については、多額の費用を要することから、移行期限の平成28年5月までに整備が終了できるよう、国の責任において、平成23年度第3次補正予算で創設された消防防災通信基盤施設整備費補助金と同等の補助制度の創設、地方債充当率及び交付税算入率の引上げなど、財政措置を講じること。

また、平成23年度に3か年の事業実施期間を見込んで着手した先行モデルケース事業に対しても、同様の財政措置を講じること。

5 地域における防災・減災対策を強化するため、JR路線への踏切や高架橋新設を含む避難路の整備、津波避難タワー等の設置、避難所における発電機等の資器材の整備や食糧の備蓄、自主防災組織の活動支援、災害時要援護者対策など、自治体が行う防災・減災事業に対する財政支援措置の充実を図ること。

## 43 エネルギー政策の確立と原子力発電所への 対応について

東日本大震災を契機とした福島第一原子力発電所における事故は、国民の生活、地域経済、環境に対し、甚大な被害を与えるものとなりました。

この原子力発電所事故の教訓を踏まえ、将来的には原子力に過度に依存することのないよう、再生可能エネルギーの積極的な活用に取り組むなど、エネルギー政策のあり方を早急に見直すとともに、原子力発電所事故の早期収束を図り、住民の安全確保と不安解消に努めるほか、風評被害の払拭に向けた取り組みなどを充実・強化する必要があります。

また、函館市や北斗市をはじめとする北海道内の自治体等への十分な説明もなく再開された、大間原子力発電所の建設工事は中止すること。

つきましては、次の事項について、国において万全の措置を講じるよう強く要請いたします。

### 記

#### 【エネルギー政策の確立】

- 1 地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を前提に、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、中・長期的なエネルギー政策のあり方について国民的議論を尽くした上で必要な措置を講じること。
- 2 長期的な視野に立ったエネルギー政策として、水力、風力、太陽光や畜産・木質バイオマス、海洋エネルギーなど、地域の特色を活かした再生可能エネルギーの地産地消の推進を図ること。

また、中小水力・地熱発電開発費等補助金など再生可能エネルギー普及促進を目的とした既存の制度の維持及び拡充を図ること。

- 3 再生可能エネルギーの普及促進には、発電事業者から電気事業者への送電設備など電力系統の整備が必要であるが、遠隔地を送電する発電事業者においては、費用負担が大きいことから、その負担が軽減されるような仕組みを構築すること。
- 4 北海道が有する豊富な石炭資源について、石炭地下ガス化や石炭層メタンガスの利用など、クリーンエネルギー化による有効活用を国のエネルギー政策の重点事項の一つとして位置づけ、石炭エネルギー関連研究施設を設置するなど積極的な推進を図ること。

【原子力発電所への対応】

- 5 国は東京電力とともに原子力発電所事故の早期収束を図り、住民の安全確保と不安解消に努めるとともに、国内外に対し放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報を行うこと。
- 6 大間原子力発電所については、建設予定地から北海道まで最短で 23 キロメートルしか離れておらず、活断層の存在も懸念されており、大きな危険性が指摘されている。また、国においては、現在、原子力規制委員会が新たな安全審査基準の検討を行っているところである。

については、事故などが生じた場合、地域経済に壊滅的な打撃を与えるものであるにもかかわらず、函館市や北斗市をはじめとする北海道内の自治体等への十分な説明もなく、福島第一原子力発電所の事故原因の究明もなされていない中で再開された大間原子力発電所の建設工事は中止すること。
- 7 原子力関係施設に対する地震・津波対策など安全審査基準の強化、地形・気象条件等を十分考慮した「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）」の拡大や新たな避難路の確保・避難先の選定方法などを考慮した防災指針の抜本的な見直しを行い、安全の徹底を図るとともに、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安の解消に努めること。
- 8 大気、海水、農地、農水産物などに対するモニタリングを継続的に実施し、その安全性についての的確な情報を迅速に発信すること。

- 9 米・野菜、食肉、牛乳、魚などの放射性物質による汚染については、食の安全・安心を確保するため、検査体制を確立し、汚染された食品等を流通ルートに乗せない仕組みを構築するとともに、消費者に対する相談体制や体内被ばく検査体制の充実を図ること。
  
- 10 観光地や農畜水産物、工業製品等に対する根拠のない連鎖的な風評被害が生じないよう、引き続き正確な情報と分かりやすい広報を国内外に迅速かつ積極的に行うこと。
  
- 11 放射性物質による環境汚染を防止するため、新たな規制の仕組みの導入や関係制度の見直しを早急に進めること。



## 44 北方領土の早期返還について

北方領土問題は、我が国における戦後最大の懸案事項であり、北方四島の返還実現は、元島民はもとより全国民の多年にわたる悲願であります。

そうしたなか、本年9月にウラジオストクにおいて、プーチンロシア大統領との間で日露首脳会談が行われ、野田総理から静かで建設的な環境の下、双方にとって受入可能な解決策を見つけるべく、首脳、外相、次官級で議論を続けていくことを提案したことから、今後の外交交渉の進展を期待するものであります。

また、返還要求運動の中心を担ってきた元島民の高齢化も進んでいることから、一刻も早い領土返還に向けた戦略的環境づくりのための事業等を推進することが必要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

### 記

- 1 一日も早い北方領土問題の解決と平和条約締結に向け、国内外世論の喚起に努めつつ、強力な外交交渉を行うなど、引き続き最大限の努力をすること。
- 2 北方領土問題に係る啓発活動を強化するとともに、返還要求運動を次の世代に引き継いでいくため、青少年教育と後継者育成に努めること。
- 3 「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」に基づく施策の予算化や事業の実施を推進すること。
- 4 早期返還に向けた戦略的環境づくりのため、北方四島交流事業をはじめ、北方墓参、自由訪問などの着実な推進と、日本の法的立場を害さない形で北方四島における共同経済活動の検討を積極的に進めること。

5 北方領土周辺海域における安全操業の円滑な実施について万全を期すこと。



## 45 北海道の自衛隊の体制堅持・拡充について

北海道は、わが国の防衛戦略上重要な位置付けがなされ、国の防衛や災害時の派遣など地域の安全と安心、さらには国際的な安全保障環境の構築に大きな役割を果たしております。

また、東日本大震災においては、北海道内の駐屯地、基地からも多くの自衛隊員が現地に派遣され、過酷な状況のなかで懸命な救助・支援活動が行われたところであります。

したがって、自衛隊の体制については、これまで北海道が果たしてきた国の防衛や国際協力等への積極的な支援・協力のほか、特に大規模災害への対応状況や、地域経済とまちづくりへの影響などにも十分配慮し、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

### 記

- 1 自衛隊は国土の防衛はもとより、災害派遣による安全・安心の確保に重要な役割を担うとともに、地域経済や地域社会、まちづくりに大きな影響を与えていることから、現行の北海道の自衛隊の体制を堅持すること。

また、東日本大震災における自衛隊の救援活動の重要性などに鑑み、人的体制の拡充を図ること。



## 46 新たな情報通信技術戦略の推進について

国における情報通信技術の推進に関しては、これまで e-Japan 戦略など様々な事業が打ち出されてきており、情報通信のネットワークは、他の公共基盤と同様、産業・社会全般にとって不可欠な活動基盤となっています。

広大な面積を有する北海道では、特に過疎地域などエリアカバーが低水準の地域も多く、現状では必ずしも十分な成果が得られていないことから、光ファイバーによる基盤整備等を通じて、地域の安全・安心の確保、産業の活性化、地域振興などの推進を図る必要があります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

### 記

- 1 新たな情報通信技術戦略の推進にあたっては、条件不利地域における携帯電話の不感地域の解消や未整備であるブロードバンド環境等の情報通信基盤について、ユニバーサルサービス制度の位置づけとし、市町村の負担を求めることなく、基盤整備を図ること。
- 2 条件不利地域において市町村が整備し、民間事業者に貸し出して運営しているブロードバンド通信基盤については、通信事業者に無償譲渡し、当該事業者の責任で運営・更新が行うことができる特例措置を創設し、条件不利地域と都市部との負担の格差の解消を図ること。



## 47 テレビ放送視聴環境の充実・確保等について

平成23年7月にアナログ放送から地上デジタル放送へ移行しましたが、地方自治体等においては、引き続きアナログ中継局の撤去などが必要な状況にあります。

また、放送法の改正により、平成25年10月末までにテレビ中継施設の停電対策を施さなければなりません。その整備には多額の費用が必要となります。

つきましては、北海道は広大な面積を有することから、対応箇所が多数に及ぶため、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

### 記

#### 1 地上デジタル放送移行後の対応について

- (1) 地上デジタル放送対応後に新たに必要となる電柱共架料等の維持管理経費について、新たな支援制度を創設するなど、住民の負担軽減を図るための仕組みを構築すること。
- (2) 従来、難視聴地域において自治体等が所有しているアナログ放送設備・施設の廃棄に際し、必要な財政措置を講じること。

#### 2 テレビ中継施設の停電対策について

- (1) 停電対策に伴う放送設備の整備については、無線システム普及支援事業費等補助金と同等の支援制度を創設するなど、十分な財政措置を講じること。



## 48 消防救急無線のデジタル化について

国は救急通信の高度化や電波の有効活用を推進するため、平成28年5月末までに消防救急無線のデジタル化を求めているところでありますが、この整備には多額の費用が必要であり、厳しい財政状況が続く市町村にとって大きな負担となっております。

つきましては、消防救急無線のデジタル化を円滑に推進するため、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

### 記

- 1 消防救急無線のデジタル化に伴う整備については、多額の費用がかかることから、国の責任において、平成23年度第3次補正予算で創設された消防防災通信基盤施設整備費補助金と同等の補助制度の創設、地方債充当率及び交付税算入率の引上げなど、財政措置を講じること。

また、平成23年度に3か年の事業実施期間を見込んで着手した先行モデルケース事業に対しても、同様の財政措置を講じること。





## 49 循環型社会構築の推進について

「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする廃棄物・リサイクル対策関連法が順次施行されたことにより、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から循環型社会への移行を目指した仕組みが導入され、各都市は良好な環境保全に向けた廃棄物行政の担い手として、極めて重要な役割を果たしているところであります。

このようななかにあって、家電製品をはじめとする不法投棄が依然として後を絶たず、処理費用が市町村の財政を圧迫するなど、制度上の問題も含めて大きな課題が残っております。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

### 記

- 1 「容器包装リサイクル法」については、拡大生産者責任の考え方に基づき、事業者責任の強化・明確化を図り、市町村と事業者の費用負担及び役割分担の更なる見直しを行い、現在、市町村が負担している収集、選別、保管などの費用を確実に事業者の負担とすること。

また、上記費用が事業者の負担となるまでの間、市町村の負担が過大とならないよう分別収集及び再商品化に伴う費用について適切な支援措置を講じること。



















